

第3節 野生鳥獣対策と外来生物対策への取組

〈主な指標と最新実績〉

野生鳥獣による農林業被害額(速報値) 5億4千5百万円

野生鳥獣の捕獲頭数(速報値) 22,168頭

(5 獣種)

第1項 野生鳥獣対策の推進

1 捕獲の担い手確保・育成対策 【自然環境課】

県内における野生鳥獣による被害は、農林業だけでなく生態系や生活被害に拡がるなど深刻な状況です。これまで、捕獲や侵入防止柵の設置等の対策に取り組んできましたが、野生鳥獣の生息数の増加や生息域が拡大している現状を踏まえると更なる捕獲の強化が必要です。しかし、捕獲の担い手である狩猟免許取得者は、1981(昭和56)年度の9,788人をピークに大幅に減少しており、2024(令和6)年度には4,430人と半分以上(1981[昭和56]年度比45.2%)に減少、また狩猟者の約5割が60歳以上と高齢者の割合が高い状況にあります。地域における捕獲の中核として、活躍されていますが、鳥獣害対策を継続して実施していく

ためには、計画的な捕獲の担い手の確保が重要となっています。

(1) 狩猟免許試験

2024(令和6)年度も、市町村等の施設を会場とすることで、より身近に受験が可能となる出前型免許試験や休日試験の開催など、受験機会を増やすことで、免許取得者の増加を図っており、282人が受験しました。

表2-3-3-1 狩猟免許試験受験者数の推移

(単位:人)

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
受験者数	346	310	282	342	309	282

2 指定管理鳥獣対策 【自然環境課】

集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として、環境省が定めている指定管理鳥獣は、ニホンジカ、イノシシ、クマ類(ヒグマ、ツキノワグマ)です。

【ニホンジカ・イノシシ】

県内におけるニホンジカやイノシシは、急激な生息数の増加と生息域の拡大が確認され、農林業被害にとどまらず、生態系にも深刻な影響を及ぼしています。そのため、自然環境を保全すべき地域である鳥獣保護区等において、国の交付金を活用し、ニホンジカやイノシシの捕獲を実施しています。

○指定管理鳥獣対策事業におけるニホンジカの捕獲

生息密度や地形等により、捕獲地域を次の2つに区分し、地域特性に応じた捕獲を実施しています。

(1) 高密度生息地域

標高の高い地域にある牧場や自然公園等は、良好な餌環境を背景として、ニホンジカが高密度化

しているため、集中的に捕獲を行っています。

(2) 分布拡大地域

高密度化した地域の周辺部において、季節的に移動する個体の移動ルートや越冬場所といったニホンジカの生態が、研究機関等の調査により明らかになりつつあります。そこで、これらの知見を基に、適切な捕獲の手法、時期、場所を選定し、分布拡大防止のための捕獲を実施しています。

○指定管理鳥獣対策事業におけるイノシシの捕獲

イノシシの生息域は、山岳部や一部の平野部を除き、ほぼ県全域に及んでいます。今後も山間部からの出没に加え、河川敷を移動し市街地に出没することも増えており、人身被害や車との衝突など、生活環境被害の増加が懸念されています。

また、野生イノシシでも、豚熱(CSF)ウイルス感染が広がっており、家畜への豚熱感染拡大の原因のひとつと考えられています。

そのため、鳥獣保護区等で十分な捕獲が行われていない地区において、捕獲の強化を行っています。

【ツキノワグマ】

ツキノワグマは、ニホンジカ・イノシシと比べ、繁殖力が低く、捕獲圧の影響を受けやすい一方で、人身被害や農林業被害が発生しています。そのため、人とツキノワグマの軋轢の軽減と個体群の保全のバランスのとれた対策が必要です。

堅果類の豊凶調査や生息状況調査などのほか、クマ出没マップやクマと出会った時の対応動画などの注意喚起や国の交付金を活用した出没訓練、人身被害発生時の原因調査など人身被害防止対策も行っています。

3 遊休農地の発生抑制・再生支援 【農業構造政策課】

(1) 概要

農地集積や県振興品目の栽培等を目的にして、市町村等が行う遊休農地の発生防止対策や、地域の担い手等による農地再生利用の取組に対して支援しています。

生利用・集積化促進対策事業」(2023〔令和5〕年度から「遊休農地再生利用事業」と事業名変更)において、遊休農地を再生し、農地の適正利用が図られています。

表2-3-3-2 「遊休農地再生利用事業」による遊休農地再生面積

年度	R3	R4	R5	R6
再生面積	2.24ha	2.81ha	1.78ha	0.44ha

(2) 取組状況

2019（令和元）年度に創設した「荒廃農地再

4 適正管理計画の推進 【鳥獣被害対策支援センター、自然環境課】

(1) 「第二種特定鳥獣管理計画」の推進

近年、野生鳥獣の生息数の増加や生息域拡大等により、農林水産業や生態系への被害が深刻化しています。被害の軽減等を図るため、本県では生息数が著しく増加している6鳥獣種（ニホンジカ、ニホンザル、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ、カワウ）について、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、中長期的な

目標及び対策を定めた「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、科学的・計画的な管理により、関係機関が相互に連携・協力し、一体となって個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策を実施しています。

2025（令和7）年度は、カモシカ（第5期：2026～2030〔令和8～12〕）の計画策定を行います。

表2-3-3-3 群馬県における第二種特定鳥獣管理計画の策定状況

対象獣種	策定年度	対策期間	備考
ニホンジカ	2024（令和6）	2025～2029(令和7～11)	第6期計画
ニホンザル	2021（令和3）	2022～2026(令和4～8)	第5期計画
カモシカ	2020（令和2）	2021～2025(令和3～7)	第4期計画
イノシシ	2024（令和6）	2025～2029(令和7～11)	第4期計画
ツキノワグマ	2021（令和3）	2022～2026(令和4～8)	第3期計画
カワウ	2023（令和5）	2024～2028(令和6～10)	第3期計画

(2) 「第13次鳥獣保護管理事業計画」の推進

県では、野生鳥獣に関する基本計画である第13次鳥獣保護管理事業計画を策定しています。

野生鳥獣は、人間の生存基盤となっている自然環境を構成する重要な要素であり、人が豊かな生活を営む上で欠かすことのできない存在です。人と野生鳥獣の適切な関係構築を図るため、本計画に基づき野生鳥獣を保護及び管理を推進しています。

ア 生息環境の保全

野生鳥獣の保護や繁殖を図るための区域とし

て、県内に49か所61,125haの鳥獣保護区を指定（うち2か所は国指定浅間鳥獣保護区9,268ha及び国指定渡良瀬遊水地鳥獣保護区89ha）しています（表2-3-3-4）。

イ 鳥獣保護管理指導員による鳥獣保護管理事業の推進

県下に65名の鳥獣保護管理指導員を委嘱し、鳥獣保護区の管理や鳥獣類の生息状況の把握、違法捕獲等の防止に努めています。

表2-3-3-4 鳥獣保護区の指定状況

2025（令和7）年3月31日現在

区 分	目 的	指定	
		箇所数	面積（ha）
森林鳥獣生息地	森林に生息する鳥獣の保護、地域における生物多様性の確保	25	35,366
大規模生息地	行動圏が広域に及ぶ大型の鳥獣や多様な鳥獣相の保全、地域における生物多様性の確保	1	9,268
		1	10,590
集団渡来地	集団で渡来する水鳥等の渡り鳥の保護	1	89
		7	3,093
身近な鳥獣生息地	市街地及びその近郊における鳥獣の良好な生息地の確保・創出、豊かな生活環境の形成、環境教育の場の確保	14	2,719
計	国指定	2	9,357
	県指定	47	51,768
合 計		49	61,125



クマ対策の2つの進展

2023（令和5）年秋に発生した、東北地方を中心とした人の生活圏へのツキノワグマの大量出没と、それに伴う過去最多の人身被害の発生により、クマ対策は2つの大きな進展を迎えました。

1つ目は、2024（令和6）年4月のクマ類（ヒグマ、ツキノワグマ）の指定管理鳥獣への指定です。「指定管理鳥獣」とは、増えすぎたニホンジカとイノシシの捕獲強化を図るため、2014（平成26）年の鳥獣保護管理法改正により、創設された制度です。集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として、環境省が指定することで、国の支援を受けることが可能となります。

ただし、クマ類は、ニホンジカ・イノシシと比べて、繁殖率が低く、維持すべき個体数の水準や被害の内容や具体的な状況も異なります。そのため、シンプルに捕獲強化が求められているニホンジカ・イノシシに対し、クマ類は、捕獲に偏ることなく、人の生活圏への出没防止対策や出没時の体制構築などの強化も必要で、被害の低減と個体群の保全のバランスのとれた対策が求められます。

2つ目は、2025（令和7）年4月に、一定の条件の下で市町村長の判断より、市街地等での銃による捕獲が可能となる改正鳥獣保護管理法が成立したことです。

市街地等では、原則銃の使用が禁止されているため、クマが出没しても、追い払いや、はこわな・麻酔銃による捕獲しか手段がなく、住民や捕獲従事者が、長い間、危険な状況におかれる事態となることがあります。銃の使用が可能となることで、迅速に事態を収束させることが可能となります。

群馬県では、国の交付金を活用し、住民向け出没防止講座や市町村と連携した出没訓練などの人身被害防止対策のほか、捕獲従事者が不利益を受けないために、銃を使用する場合の判断基準やルールの周知などを行っていきます。



5 有害鳥獣対策 【蚕糸特産課、鳥獣被害対策支援センター、農村整備課】

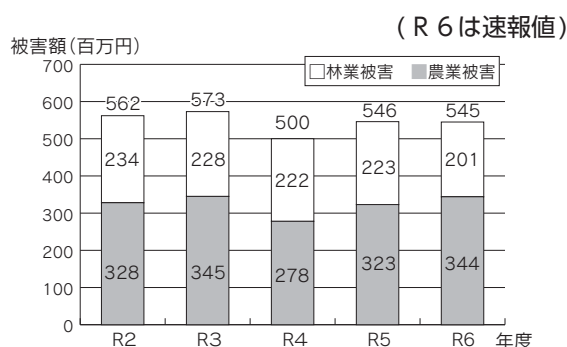
野生鳥獣による農作物被害額は、2011（平成23）年度をピークに減少傾向にありましたが、ここ数年は横ばいの状況です（図2-3-3-1）。一方、被害を及ぼす野生動物の捕獲頭数は年々増加傾向にあります（表2-3-3-5）。また、生息域や被害地域は拡大傾向となっており、生活環境被害や生態系被害も各地で顕在化しています。

県では市町村、被害地域、関係機関等と連携・協力し、野生鳥獣を「捕る」、野生鳥獣から「守る」、野生鳥獣を「知る」対策を総合的に進めています。

(1) 「捕る」対策

シカやイノシシなど、生息数の増加や生息域の範囲が拡大している特定鳥獣について、捕獲目標を設定し計画的な捕獲を市町村と連携して推進するとともに、近年はICTを活用した効率的な捕獲技術の普及に取り組んでいます。

図2-3-3-1 野生鳥獣による農林業被害額の推移



(注) 百万円未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

(2) 「守る」対策

野生鳥獣が耕作地に入らないようにするための電気柵などの侵入防止柵の設置及び野生鳥獣の出没を抑制するため、被害地周辺の藪の刈り払いや樹木を伐採するなど生息環境管理を推進しています。

(3) 「知る」対策

野生鳥獣被害対策に携わる人材の育成や、日本獣医生命科学大学との連携による新たな対策技術の普及等を行っています。

表2-3-3-5 主な野生獣の捕獲数の推移 (R 6は速報値)

(単位：頭)

獣種		年度				
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
シカ	狩 猟	4,875	5,586	4,586	4,096	5,729
	有害捕獲等	7,904	8,391	8,902	9,057	9,591
	捕獲数計	12,779	13,977	13,488	13,153	15,320
イノシシ	狩 猟	1,726	1,244	1,570	1,799	1,387
	有害捕獲等	4,969	2,046	3,541	4,472	4,398
	捕獲数計	6,695	3,290	5,111	6,271	5,785
サル	狩 猟	—	—	—	—	—
	有害捕獲等	822	467	571	636	631
	捕獲数計	822	467	571	636	631
クマ	狩 猟	46	72	61	110	58
	有害捕獲等	519	252	215	350	374
	捕獲数計	565	324	276	460	432
カモシカ	狩 猟	—	—	—	—	—
	有害捕獲等	0	0	1	0	0
	捕獲数計	0	0	1	0	0
5種合計	狩 猟	6,647	6,902	6,217	6,005	7,174
	有害捕獲等	14,214	11,156	13,230	14,515	14,994
	捕獲数計	20,861	18,058	19,447	20,520	22,168

6 森林獣害防止対策 【林政課】

県内では、野生獣類による林業被害が多く発生しています。伐採跡地に植栽した苗木の芽を、シカやカモシカが食べてしまって森林に戻せない状況や、数十年間かけて育てた樹木の皮をツキノワグマやシカが剥いでしまって、木材の製品価値が下がってしまう被害が問題となっています。また、野生獣類による被害は、樹木への直接的な被害だけでなく、木が育てられないことによって林業関係者の生産意欲の減退を招き、手入れが行き届か

なくなること森林の多面的機能が衰退してしまうことが懸念されています。

県では、野生獣類による食害や皮剥被害から守るため、造林木に動物が嫌がる忌避剤を散布し、樹木に防護資材を巻き付ける事業を推進しています。また、苗木を植栽した周囲全体を囲うように、シカの侵入を防止する柵を設置する等の事業も行っています。

第2項 外来生物対策の推進

1 特定外来生物対策 【自然環境課】

外来生物とは、人の活動により本来の生息地とは異なる地域に持ち込まれた生物です。

人間の移動や物流が活発になったことで、多くの動植物がペットや展示、食用、研究等の目的で世界中で取引されています。また、荷物や乗り物等に紛れ込んだり付着して、知らないうちに持ち込まれてしまう場合もあります。

野生生物は、本来その地域特有の自然環境の中で相互に関係し合い、複雑なバランスを保って生存しています。このため、人為的に外来生物が持ち込まれてしまうと、その地域にいた生物が駆逐され地域特有の自然環境のバランスが崩れてしまうほか、人間に直接危害を加えたり、農作物が被害を受けるなど、様々な問題を引き起こすおそれがあります。このため、国は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)を2005(平成17)年に施行し、問題を引き起こす外来生物を「特定外来生物」として指定し(162種類 2024〔令和6〕年7月1日現在)、その飼養・栽培・保管・運搬・輸入といった取扱いを規制して国内への侵入や拡散を防ぐとともに、既に定着してしまったものについては駆除や隔離等の防除を行うこととしています。

県内でも、動物ではアライグマやオオクチバスなど、植物ではオオキンケイギクやオオハングンソウなど合わせて約30種類以上の特定外来生物が確認されています。特に、2015(平成27)年に県内で初確認された外来昆虫クビアカツヤカミ

キリは、これまで県東部地域を中心に発生していましたが、2020(令和2)年度に中西部地域で確認され、2024(令和6)年度には北部地域でも確認されるなど、生息域が拡大しています。

そこで、群馬県は、様々な主体が県内における外来種の状況を把握し、県民への啓発活動や外来種対策の基礎資料として活用できるよう、「群馬県生態系等被害防止外来種リスト」を作成し、2024(令和6)年12月に県ホームページに公開しました。

近年、アライグマやカミツキガメといった特定外来生物が身近な所で見つかったり、捕獲されることが増えています。これらはペットや観賞用として輸入され、人間に飼われていたものが逃げ出したり、飼うことができなくなって捨てられてしまったものが自然界で繁殖したもので、既存の生態系や農林水産業等に悪影響を及ぼすおそれがあります。生き物を飼育する場合は、その生き物の寿命や成長したときの大きさ、性格や生態等について十分調べた上で、責任を持って終生飼育する必要があります。

＜外来生物被害予防三原則＞

- 1 入れない：悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない
- 2 捨てない：飼っている外来生物を野外に捨てない
- 3 拡げない：野外に既にいる外来生物を他地域に拡げない

2 / **コクチバス被害対策 【蚕糸特産課】**

1999（平成11）年に奥利根湖で発見されたコクチバスは翌年には繁殖が確認され、県では、2000（平成12）年度から地元漁業協同組合に委託して駆除作業を開始しました。

コクチバスは北米原産の魚食性外来魚で、冷水域・流水域でも定着が可能です。旺盛な食欲と繁殖力で水産資源や生態系に悪影響を及ぼすとして、特定外来生物に指定され、放流はもとより、飼育や運搬が規制されています。また、群馬県内水面漁場管理委員会の指示として採捕したコクチバスの再放流を禁止し、コクチバスの駆除推進に努めています。

奥利根湖での駆除事業では、2005（平成17）年度以降の駆除尾数から生息尾数の減少も示唆され、駆除効果が出ていると考えられます。

しかし、2010（平成22）年に烏川で、2011（平成23）年に鐺川と渡良瀬川でコクチバスの生息が確認され、河川での生息域の拡大が懸念されています。このため、県では、2011（平成23）年より群馬県漁業協同組合連合会に委託して奥利根湖とともに河川におけるコクチバスの駆除を開始しました。



コクチバス

表2-3-3-6 コクチバス駆除尾数の推移

年度	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
奥利根湖	308	556	666	496	1,312	995
鐺川・烏川等	1,626	689	518	457	795	1,229